

平成25年度固定資産税・都市計画税納税通知書及び課税明細書について

- ◎平成25年度固定資産税・都市計画税の納税通知書は5月14日(火)に発送します。併せて課税明細書を同封しますので、課税物件に誤りがないかご確認ください。なお、所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数)が16件を超える方は、納税通知書とは別に課税明細書が送付されます。
- ◎平成25年度固定資産税・都市計画税の全期前納分と第1期分の納期限は5月31日(金)です。
- ◎口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- ◎コンビニエンスストアでも納付することができます。(ただし、納期限を過ぎたもの、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付についてはお取り扱いできませんので金融機関等で納付してください。)

税

のお知らせ

■問い合わせ先■
 税務課 資産税グループ
 ☎(40)5554

しもつけクイズ

【正解は○】

箕輪から橋本にかけての地区は、5月にお城が滅ぼされたという伝承があり、縁起が悪いということで鯉のぼりをたてないそうです。

軽自動車税について

■平成25年度軽自動車税納税通知書について

- ◎平成25年度軽自動車税の納税通知書は5月14日(火)に発送します。
- ◎平成25年度軽自動車税の納期限は、5月31日(金)です。
- ◎口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。
- ◎コンビニエンスストアでも納付することができます。(ただし、納期限内に限ります。)

■軽自動車税の減免申請について

◎減免対象軽自動車

- ・身体障がい者、精神障がい者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障がい者、精神障がい者のために生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障がい者等の利用に供するものである軽自動車

※普通自動車も所有している方で減免を受けている場合は、軽自動車で減免することはできません。

※軽自動車の減免を新規で申請される方は、必ず税務課窓口での申請が必要です。

◎必要な物

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、運転する人の免許証、車検証のコピー、平成25年度軽自動車税納税通知書、印鑑

◎申請期間

5月15日(水)～5月24日(金) (土・日・祝日を除く)

◎申請場所

下野市役所 国分寺庁舎1階 税務課

※申請書は、税務課に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

◎減免申請の継続手続き

平成24年度に減免を受けた方につきましては、「軽自動車税現況報告書兼減免継続申請書」を提出していただくことにより、車両の変更等がない場合には郵送での手続きが可能になりました。

■間もなく車検を受ける軽自動車税を口座振替されている方へお願い

車検のある軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、毎年6月20日頃となります。車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成25年5月31日から6月20日頃の場合、平成24年度車検用納税証明書(証明書の有効期限平成25年5月30日)で5月30日までに車検の継続申請してください。なお、平成25年度車検用納税証明書(証明書の有効期限平成26年6月1日)は、金融機関からの取税処理が確認され次第、各庁舎市民課窓口にて申請により無料で発行することができます。